

○総務省告示第 号

平成二十一年総務省告示第三百四号（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件）は、平成二十一年十二月三十一日限り、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 原口 一博